

## 指定管理者総合評価シート

(評価対象期間 3年4月1日～ 4年3月31日)

### 1 基本情報

施設名称	千葉市栄町立体駐車場
条例上の設置目的	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条の2では、「国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。」としている。また、千葉市路外駐車場条例（昭和58年条例第10号）第1条では「本市は、次のとおり駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場を設置する。」としている。
ビジョン (施設の目的・目指すべき方向性)	市民ニーズに対応した良質な駐車場を提供するとともに、公共駐車場として、円滑な道路交通の確保と都市機能の強化を図ることを目的とする。
ミッション (施設の社会的使命や役割)	違法駐車防止、都心部の駐車場整備地区における駐車場の整備施策を推進し、円滑な道路交通の確保と都市機能の強化を果たすことが期待されている。
制度導入により見込まれる効果	指定管理者制度導入により駐車場管理業務等を行う民間事業者の有するノウハウを活用することで、市民サービスの向上による利用者増加や管理経費縮減などによる利益の還元の効果を見込んでいる。
指定管理者名	アマノマネジメントサービス株式会社
構成団体 (共同事業体の場合)	
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日（2年）
所管課	市民局市民自治推進部地域安全課

### 2 成果指標等の推移

(1) 普通自動車等 利用者数 (台数) (成果指標1)

	3年度	—	—	—	合計
実績値	45,034				45,034
数値目標※	23,000				23,000
達成率	195.8%				1.96

(2) 二輪自動車等 年間利用者 (台) 数 (成果指標2)

	3年度	—	—	—	合計
実績値	1,892				1,892
数値目標※	1,710				1,710
達成率	110.6%				111%

(3) 成果指標以外の利用状況を示す指標

—	—	—	—	—	—
設定なし					

※ 数値目標は選定時に設定した数値であり、市設定の数値を上回る目標を指定管理者が設定している場合、市設定の数値は括弧書きで表している。

### 3 収支状況の推移

(単位：千円)

		3年度	—	—	—	合計	
必須業務	指定管理料	実績	0			0	
		計画	0			0	
	利用料金	実績	35,759				35,759
		計画	26,500				26,500
	その他	実績	0				0
		計画	0				0
	合計	実績	35,759	0	0	0	35,759
		計画	26,500	0	0	0	26,500
	支出	実績	22,260				22,260
		計画	20,818				20,818
収支	実績	13,499	0	0	0	13,499	
自主事業	収入	実績	0			0	
		計画	0			0	
	支出	実績	0				0
		計画	0				0
収支	実績	0	0	0	0	0	
総収入	実績	35,759	0	0	0	35,759	
総支出	実績	22,260	0	0	0	22,260	
総収支	実績	13,499	0	0	0	13,499	
利益の還元額	実績	4,961					
利益還元の内容		(収支－総収入 の10%) ×1/2					

#### 4 管理運営状況の総合評価

評価項目	評価	評価の具体的内容・理由
1 成果指標の目標達成	A	選定時には、新型コロナウイルス感染症の状況及び施設運営への影響が不透明だったため、指定管理者においては市が提示した目標よりも下方修正した目標を設定し、その目標に対しては、実績が大きく上回る結果となった。 また市が当初設定した指標に対しては若干下回ったが、同感染症の感染拡大により、駐車場の需要動向等、大きな環境の変化があったことを考慮すると、市が期待する水準を満たしていたと評価できる。
2 市の施設管理経費縮減への寄与	C	利益の還元について、選定時には指定管理者において、令和3年度は約2,300千円の見込んでいたところ、実績は約4,900千円となり、大きく見込みを上回る結果となり、市の財政に寄与したものと認められる。
3 市民の平等利用の確保・施設の適正管理	C	条例・規則に則った管理運営が行われていた。開館時間や利用許可、利用料金の徴収、減免等の考え方や適用において、大きな誤りは見受けられなかった。
4 施設管理能力		
(1) 人的組織体制の充実	C	人数等の面では十分な配置がなされており、人員の不足等に起因するトラブルは見受けられなかった。
(2) 施設の維持管理業務	C	施設の老朽化に起因する突発的な破損等に対して迅速に対応していた。また、予防的な修繕にも積極的に対応する等、維持管理業務において、市が期待する水準を満たしていた。
5 施設の効用の発揮		
(1) 幅広い施設利用の確保	C	積極的な広報・周知は認められなかったが、安定的にサービスを提供したことが、定期利用の増加等、幅広い施設利用の確保につながったものと評価できる。
(2) 利用者サービスの充実	C	定期利用更新機の設置や、ICカード等による決済を認める等、利用者の利用時の負担の軽減を図るサービスを実施しており、利用者サービスの向上につながったものと評価できる。
(3) 施設における事業の実施	C	—
6 その他 (市内業者の育成、市内雇用の配慮、障害者雇用の確保、施設職員の雇用の安定化への配慮)	C	障害者雇用に関しては定期清掃等を社会福祉法人に委託することで配慮していた。

総合評価	C
------	---

【評価の内容】

- A：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を大きく上回る、特に優れた管理運営が行われていた。
- B：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を上回る、優れた管理運営が行われていた。
- C：概ね事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待どおりに管理運営が行われていた。
- D：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に満たない管理運営が行われていた。
- E：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に、大きく満たない管理運営が行われていた。

## 5 総合評価を踏まえた検討

### (1) 指定管理者制度導入効果の検証

	当初の見込みを上回る効果が達成できた。
○	当初見込んでいた効果が概ね達成できた。
	当初見込んでいた効果は達成できなかった。

#### (上記判断の理由や具体的内容・達成できなかった場合の原因)

定期利用更新機の設置や、ICカード等による決済、サポートセンターによる対応等、民間のノウハウを活用した施設運営が十分になされたものと認められる。  
また管理運営経費の縮減についても、利益還元の状態を踏まえると、当初見込んでいた、指定管理者制度導入の効果は達成できたものと評価している。

### (2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

--

### (3) 指定管理者制度継続の検討

○	指定管理者制度を継続する。
	施設管理手法の見直しを検討する。
	既に施設管理手法の見直しを決定している。

### (4) 市民局指定管理者選定評価委員会の意見

- ・指定管理者制度の導入効果として、制度導入の効果がおおむね達成できていることから、指定管理者制度の継続が妥当である。
- ・施設の老朽化に対応している点が評価できる。
- ・トイレの利用時間の表示や新型コロナウイルス感染症の影響で精算補助をしていない旨の表示等をわかりやすくすること等を検討されたい。
- ・アンケートの期間が前回の指摘から延びたことは評価はできるものの、ネットでのアンケート回収方法等も検討されたい。
- ・施設の老朽化による被害の未然防止に努められたい。

